

店頭FX業者における顧客保護体制の整備状況

2018年4月13日

GMOクリック証券株式会社・SBI証券株式会社・セントラル短資FX株式会社

1. 前回の指摘に対する業界の受け止め方

1. 現行の規制体系や業者の体制が整備される以前には、「店頭FX業者・取引の不透明性、不健全性」が問題となる事例もみられた。
2. しかし、その後の関係者による取り組みの結果、そうした事例の発生を防ぐための制度的枠組みがさらに強化されている。
3. 第2回検討会での協会説明資料（12ページ）のとおり、店頭FX取引への苦情も大きく減った（09年度182件⇒16年度56件）。
4. それでもなお散発する不適切事例（協会が処分を行ったものなど）を防ぐには、自主規制の向上、協会による注意喚起、協会監査の厳格化等により制度の実効性を高めていくことが引き続き重要。

2. ロスカットの運用体制の整備状況

1. 第2回検討会での協会説明資料（23～26ページ）のとおり、業者は内閣府令により、ロスカット（以下LC）ルールを定め、体制を整備し、ルール通り運用することが義務付けられている。
2. 業者は金融庁監督指針により、LC取引の内容やリスクを顧客に適切に説明するよう求められている。また、協会規則により、監視間隔毎に実預託額に応じたLC水準を定めるよう求められている。
3. これを受け、業者は契約締結前交付書面等にLCルールを明記し、厳格にルールを運用している。
4. その運用状況は協会に報告され、監査等の対象にもなっている。
5. このような形で、業者の行うLC取引を透明化するための施策が採られている。

3. 配信レート of 適切性と開示状況 (1)

1. 店頭FX業者の配信価格の生成方法は、各社のビジネスモデルにより異なる。
2. 各社とも、配信価格の生成方法を契約締結前交付書面やウェブサイト等で明示し（次ページの例）、社内で随時検証もしている。協会監査等の対象でもある。
3. *NDD (Non Dealing Desk)* と呼ばれる商品も、FX取引の顧客がインターバンク市場の当事者とはなりえない以上、「市場に直結させる方式」とは謳っても、「市場のレートとイコールである」との誤認は避ける説明が通常なされている。

4. 配信レート of 適切性と開示状況 (2)

【セントラル短資FXのケース】 (会社ウェブサイトより)

「提示・約定価格の適正性・継続性確保のための体制」

- 当社は、当社が開発した「価格生成システム」により、当社がカバー取引を行う複数の金融機関が配信する売りレートと買いレートの中から最もお客さまに有利なものを自動的に選び出し、これを基に、相場が大きく変動するような場合でも継続的に適正なレートをお客さまにご提示する体制を取っています。
- この提示価格と約定価格は、社内にデータとして保存され、当社の監査部署が定期的および必要に応じて適切性を検証しています。
- 当社は現在、末尾に掲載した23に及ぶ金融機関を当社の基準を満たしたカバー先として選定し、システム接続しています。
- こうした体制を整えることで、為替相場が急変した場合等に市場流動性が低下したり、カバー先金融機関の一部が破綻するリスクが高まるような場合でも、取引が継続できるようにしています。

5. スリッページ適正化への対応状況

1. 通信速度やシステム内での処理速度の関係で、店頭取引、取引所取引を問わず、顧客が注文した時点で提示されていた価格と実際の約定価格の間に差が生じうる。
2. これが「スリッページ」と呼ばれる現象だが、現行の通信処理技術を前提にすると、一定のスリッページの発生は不可避である。
3. 業者は取引の透明性確保、顧客保護の観点から、契約締結前交付書面等にスリッページが発生する理由を明記し、実際のスリッページの発生状況（顧客有利・不利の偏り等）も検証している。
4. 協会もスリッページが顧客不利に偏らない（対称性が確保される）よう、スリッページの取扱規則を定めている。業者の運用状況は、協会監査等の対象となる。

6. 決済リスク・レバレッジに関する論点

1. 前回検討会で紹介された「顧客からの預り金の管理が不適切だったために顧客が預託金の返還を受けられなかった」といった事態を防ぐため、2010年に証拠金の区分管理方法の信託一本化と区分管理状況の週次での対当局・協会報告義務化が導入されている。
2. また、海外無登録業者による問題取引事例が後を絶たない状況下で、仮に「レバレッジの一段引き下げ」等が行われれば、「高レバレッジ取引の海外への流出加速」等、顧客保護、市場全体のリスク抑制の観点からは逆効果を招来する可能性が高いと考えられる。